

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

東京都市圏物資流動調査（事業所機能調査）

2 調査の目的

東京都市圏の物流交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の物の動きについて、事業所属性、物資の品目、発着施設、輸送手段、中継の場所等について多面的に捉え、総合的な都市交通計画の基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

東京都市圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県）

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 事業所機能調査票（運輸業）

日本標準産業分類に掲げる「44 道路貨物運送業」、「47 倉庫業」に属する事業所並びに「45 水運業」、「46 航空運輸業」、「48 運輸に附帯するサービス業」、「49 郵便業」及び「86 郵便局」に属する従業員規模5人以上の事業所

イ 事業所機能調査票（荷主）

日本標準産業分類に掲げる「E 製造業」、「I 卸売業、小売業」、「76 飲食店」、「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」、「7811 普通洗濯業」、「7813 リネンサプライ業」、「881 一般廃棄物処理業」、「882 産業廃棄物処理業」、「891 自動車整備業」、「901 機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「929 他に分類されない事業サービス業」に属する従業員規模5以上の事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア 事業所機能調査票（運輸業）

約 22,000 事業所（母集団の大きさ：約 34,000 事業所）

イ 事業所機能調査票（荷主）

約 63,000 事業所（母集団の大きさ：約 335,000 事業所）

（2）報告者の選定方法

ア 事業所機能調査票（運輸業）（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

イ 事業所機能調査票（荷主）（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

いずれも事業所母集団データベースの名簿を活用し、調査対象事業所を選定。詳細は、別添資料1「選定の方法について」のとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

別添資料2「報告を求める事項」のとおり。

[集計しない事項の有無] 無 有

「事業所名」の項目は、事業所母集団データベースの名簿との整合確認の実施、事業所母集団データベースより「業種」の情報を付与するために活用し、集計には活用しない。

「会社名」「法人番号」は事業所母集団データベースの情報更新のために活用し、集計には活用しない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和5年10月、11月の平日1日(火・水・木曜日であって、祝祭日を除く1日とする。)

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布(調査依頼・紙媒体の調査票):茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市—民間事業者—報告者

取集(紙媒体の調査票):報告者—民間事業者—茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市—関東地方整備局

取集(Web回答):報告者—民間事業者—関東地方整備局

※ 地方公共団体との役割分担により、紙媒体の調査票の印刷、配布、取集は各地方公共団体で行うため、調査系統に国土交通省本省は含まれていない。

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査(政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他()

[調査方法の概要]

各地方公共団体から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送によりオンライン調査のログイン情報及び調査票を配布する。報告者は、関東地方整備局から調査事務を受託した民間事業者が構築したWEBシステムで回答するか、調査票を記入し民間事業者に郵送で提出する2通りの回答方法を選択する。

各地方公共団体から調査事務を受託した民間事業者は、報告期限時までに報告がなされていない報告者に対して郵送により督促状を送付、その後、架電による督促を実施する。また、WEBシステムを利用した回答内容や調査票の記入内容の確認を行い、不明瞭な回答がある報告者に対して架電による疑義照会を実施する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他(10年)

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:平成25年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和5年10月～令和5年11月

8 集計事項

別添資料3「集計事項一覧」のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

令和6年11月及び令和7年1月に速報結果を公表

令和8年3月に確報結果を公表

10 使用する統計基準

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他

()

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

a) 記入済み調査票

保存期間 : 2年 (調査実施の翌々年度末まで)

保存責任者 : 国土交通省関東地方整備局企画部広域計画課長

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体

保存期間 : 永年

保存責任者 : 国土交通省関東地方整備局企画部広域計画課長

選定の方法について

1. 調査区分

- 本調査の調査対象業種は、「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）（平成 26 年 4 月 1 日施行）」で区分可能な産業分類を基本にして、物が発生・中継し、施設立地が企業の物流戦略の観点から決定されると考えられる以下の業種を対象に選定する。

表－1 調査対象業種（※日本標準産業分類）

調査対象業種		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく産業中分類
運輸業	運送業	道路貨物運送業※1、運輸に附帯するサービス業
	倉庫業	倉庫業※1
	水運業	水運業
	航空運輸業	航空運輸業
	郵便業	郵便業（信書便事業を含む）、郵便局
荷主	製造業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業
	卸売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食物品卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
	小売業・飲食店・サービス業	<p>【小売業】</p> 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食物品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
		<p>【飲食店】</p> 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
		<p>【サービス業※2】</p> 洗濯・理容・美容・浴場業（うち普通洗濯業、リネンサプライ業）、廃棄物処理業（うち一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業）、自動車整備業（うち自動車整備業）、機械等修理業（別掲を除く）（うち機械修理業（電気機械器具を除く）、その他の事業サービス業（うち他に分類されない事業サービス業）

※1：「道路貨物運送業」「倉庫業」以外の業種は、従業員規模5人以上の事業所のみを調査対象とするが、「道路貨物運送業」「倉庫業」は全事業所を調査対象とする。

※2：サービス業は（ ）内に表示した産業小分類の業種に限定して調査（第5回調査と同様、第4回調査で搬出入量が多く把握された産業小分類に限定）

2. 調査対象の選定方法

(1) 標本抽出数の考え方

標本抽出数の考え方は、業種別、地域別に異なる考え方を適用する。

1) 小売業・飲食店・サービス業以外の標本抽出の考え方

- [1] 事業所母集団データベースに収録されている「産業細分類」が「自家用倉庫」の事業所、「主な事業の内容」「生産品、取扱商品又は営業種目」に「物流センター」「配送センター」「物流倉庫」などのキーワードが含まれる明らかに物流施設や倉庫に該当する事業所を判別し、該当する事業所の全部を標本とする。
- [2] [1]で抽出した事業所以外については、以下の式1により、①12 地域別・7業種別（8業種区分から小売業・飲食店・サービス業を除いた7業種区分）、および、②16 地域別・業種計（小売業・飲食店・サービス業を除いた業種計）に、それぞれ、精度を確保するために必要な調査対象事業所数を算定する。具体的には、1事業所あたりの平均的な物流量について、相対誤差 20%、信頼区間 95%で精度検定を行い、精度を確保するために必要な標本の大きさを算定する。標本抽出数は、算定された標本の大きさに想定回収率 25%を踏まえて算定する。

【式1】

$$n = \frac{N}{(F \times (x/k))^2 \times ((N-1)/S^2) + 1}$$

n : サンプルの大きさ

N : 母数（総事業所数）

x : 1事業所あたり平均貨物車発生台数

S : 1事業所あたりの貨物車発生台数の標準偏差

F : 相対誤差（20% : 0.20）

k : 信頼係数（信頼区間 95% : 1.96）

- [3] [2]で算出した「①12 地域別・7業種別」の標本の大きさについて、16 地域別・7業種別の母集団の事業所数の割合を適用し按分することにより、16 地域別・7業種別の標本の大きさ（①'）を算出する。同様に、[2]で算出した「②16 地域別・業種計」の標本の大きさについても、16 地域別・7業種別の母集団の事業所数の割合を適用し按分することにより、16 地域別・7業種別の標本の大きさ（②'）を算出する。①'、②'の標本の大きさを16 地域別・7業種別に比較し、大きい標本の大きさを採用する。これに[1]で設定した明らかに物流施設や倉庫に該当する事業所のサンプルを加えて必要な標本の大きさを設定する。

2) 小売業・飲食店・サービス業の標本抽出の考え方

小売業・飲食店・サービス業の事業所は、工場や物流施設以外の取扱物流量が小規模な事業所が多く、統計処理を行うには膨大な標本の大きさが必要となることから、上記1)で説明した標本抽出の方法は採用せず、以下の手順で調査対象事業所を選定する。

- [1] 事業所母集団データベースに収録されている「産業細分類」が「自家用倉庫」の事業所、「主な事業の内容」「生産品、取扱商品又は営業種目」に「物流センター」「配送センター」「物流倉庫」などのキーワードが含まれる明らかに物流施設や倉庫に該当する事業

所を判別し、該当する事業所の全部を標本とする。

[2] [1]で抽出した事業所以外については、以下の式2により、16地域別に、「搬出ありの事業所数の割合」について、相対誤差 10%、信頼区間 95%で精度検定を行い、精度を確保するために必要な標本の大きさを算定する。標本抽出数は、算定された標本の大きさに想定回収率 25%を踏まえて算定する。

【式2】

$$n_{ij} = k^2 \frac{p_{ij}(1 - p_{ij})}{F^2}$$

n' : サンプルの大きさ (補正前)
n : サンプルの大きさ (補正後)
N : 母数 (総事業所数)
p : 搬出ありの事業所数の割合 (0.50)
F : 相対誤差 (10% : 0.10)
k : 信頼係数 (信頼区間 95% : 1.96)

[3] [2]で算出した 16 地域別の標本の大きさに、[1]で設定した明らかに物流施設や倉庫に該当する事業所のサンプルを加えて必要な標本の大きさを設定する。

3) 工場・物流施設など物流を多く取り扱う事業所が集積したエリアの標本抽出の考え方
小売業・飲食店・サービス業以外については、上記の 1) の標本の大きさに上乘せする形で、流通業務団地、港湾周辺 (港湾計画区域・臨港地区)、空港周辺 (成田空港・羽田空港周辺)、高速道路 IC 周辺 (首都高速道路以外の IC の 1.5km 圏内) に立地する事業所を特定し、該当する事業所の全部を標本とする。

(2) 標本の大きさ算出のための条件

1) 母数

・算定に必要な「母数 N」は、事業所母集団データベースの名簿を活用し、同調査の名簿より、調査対象事業所を選定する。

2) 1 事業所当たりの平均発生物流量および標準偏差

・カテゴリ毎の「1 事業所当たり平均貨物車発生台数 x」、「1 事業所当たりの貨物車発生台数の標準偏差 s」は、第 5 回東京都市圏物資流動調査の調査結果を適用する。

3) カテゴリ

①地域区分

調査対象圏域を下記の 12 地域、および、16 地域に区分する。

【12 地域】

茨城北部	茨城南部	埼玉南部	埼玉北部	千葉西北部
千葉西南部	千葉東部	東京区部臨海部	東京区部内陸部	東京多摩部
横浜市・川崎市	神奈川その他			

【16 地域】

茨城北部	茨城南部	さいたま市	さいたま市除く埼玉南部	埼玉北部
千葉市	千葉市除く千葉西北部	千葉西南部	千葉東部	

東京区部臨海部	東京区部内陸部	東京多摩部
横浜市	川崎市	相模原市
横浜市・川崎市・相模原市除く神奈川県		

②業種区分

調査対象業種を下記の8業種に区分する。

運送業（道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業）、水運業、航空運輸業、倉庫業、郵便業、製造業（化学系製造業、鉄鋼・金属製品・機械系製造業、軽雑系製造業）、卸売業、小売業・飲食店・サービス業

(3) 報告者の抽出率及び母集団

上記の標本抽出率の考え方、標本の大きさ算出のための条件を用いて算出された母集団の事業所数は約 369,000 事業所（運輸業：約 34,000 事業所、荷主：約 335,000 事業所）、報告者の抽出数は約 85,000 事業所（運輸業：約 22,000 事業所、荷主：約 63,000 事業所）である。

報告を求める事項

- ・東京都市圏物資流動調査の調査項目を表－3に示す。
- ・本調査では、運輸業（「運輸業、郵便業」（表－2参照）に該当する業種）と荷主（「運輸業、郵便業」（表－2参照）以外の業種）に対して異なる調査項目を設定する。その理由は、運輸業は当該事業所を経由しない物資の輸送を行うなど、荷主とは異なる物流を行っているためである。

表－2 運輸業と荷主の区分

調査対象業種		日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく産業中分類
運輸業	運送業	道路貨物運送業※1、運輸に附帯するサービス業
	倉庫業	倉庫業※1
	水運業	水運業
	航空運輸業	航空運輸業
	郵便業	郵便業（信書便事業を含む）、郵便局
荷主	製造業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業
	卸売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、食料品卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
	小売業・飲食店・サービス業	【小売業】 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業 【飲食店】 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 【サービス業※2】 洗濯・理容・美容・浴場業（うち普通洗濯業、リネンサプライ業）、廃棄物処理業（うち一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業）、自動車整備業（うち自動車整備業）、機械等修理業（別掲を除く）（うち機械修理業（電気機械器具を除く）、その他の事業サービス業（うち他に分類されない事業サービス業）

※1：「道路貨物運送業」「倉庫業」以外の業種は、従業員規模5人以上の事業所のみを調査対象とするが、「道路貨物運送業」「倉庫業」は全事業所を調査対象とする。

※2：サービス業は（ ）内に表示した産業小分類の業種に限定して調査（第5回調査と同様、第4回調査で搬出入量が多く把握された産業小分類に限定）

表-3 調査項目

		事 項	運輸業	荷主
事業所特性	事業所属性	・会社名	●	●
		・法人番号	●	●
		・事業所名	●	●
		・所在地	●	●
		・従業員数	●	●
		・敷地の状況	●	●
		・延床面積	●	●
		・顧客の特性	●	
		・荷捌き駐車施設の有無 トラックの駐車可能台数	●	●
		・事業所開設年	●	●
		・施設種類	●	●
		・事業所の機能	●	●
		・主要な物流施設の建設年	●	●
		・主要な物流施設の構造	●	●
		・主要な施設の階層数	●	●
		・立地の理由	●	●
	物資活動属性	・搬出入の有無	●	●
		・代表的な品目	●	●
		・搬出（搬入）物資の目的地（出発地）	●	●
		・搬出（搬入）圏域	●	●
		・国際海上コンテナ利用	●	●
		・個人向け貨物の有無	●	●
		・物資の種類		
		・在庫量		
	・在庫期間			
	物流施設の発生集中量	・利用輸送手段別搬出（搬入）台数	●	●
・利用輸送手段別搬出（搬入）重量		●	●	
・時刻指定されている物資の有無・割合		●	●	
・満載に対する平均的な積載量の比率		●	●	
・時間帯毎の搬出（搬入）台数の割合		●	●	
搬出（搬入）圏域	搬出先（搬入元）属性	・住所	●	●
		・箇所数	●	●
		・業種	●	●
		・施設種類	●	●
	物資属性	・重量	●	●
		・品目	●	●
	輸送特性	・輸送手段	●	●
		・中継地点名	●	●
		・輸送に利用した貨物車の延べ台数	●	●
		・国際海上コンテナ利用	●	●
・高速道路利用	●	●		
事業所を経由しない物資の輸送圏域	積み込み地点（降ろした地点）属性	・事業所を経由しない物資の輸送の有無	●	
		・住所	●	
		・箇所数	●	
		・業種	●	
		・施設種類	●	
	物資属性	・重量	●	
		・品目	●	
	輸送特性	・輸送手段	●	
		・輸送に利用した貨物車の延べ台数	●	
		・国際海上コンテナ利用	●	
・高速道路利用	●			

■ 新規に追加

■ H25 調査より削除

集計事項一覧

集計事項一覧を下表に示す。

事業所属性に関する集計事項のうち表1～4、6、15、21、22の集計結果は速報として令和6年11月に公表する。事業所属性に関する集計事項のうち表5、7～14、16～20、23の集計結果は令和7年1月に第2回目の速報として公表し、発生集中量、発生集中原単位、地域間流動量に関する集計事項である表24～表79の集計結果は確報で公表する。

表 集計事項

Table with columns for '事業所属性' (Business Attributes), '物流活動属性' (Logistics Activity Attributes), '物流施設の発生集中量' (Logistics Facility Occurrence Concentration), and '搬出(搬入)量' (Outbound/Inbound Volume). Rows include categories like '業種別施設種別事業所数' and '品目別施設間物流量'.

■ 今回新規追加調査項目

東京都市圏物資流動調査（事業所機能調査）（令和5年9月承認）
復元推計の方法について

事業所母集団データベース（令和3年確報）に掲載されている事業所を母集団として、地域別・業種別・従業員規模別に抽出率と有効回収率を元に推計乗率を設定した。

ただし、小売業、飲食店・サービス業の事業所については、抽出数及び回収数が少ないため、集計結果は回答の単純積算であり、推計は加えていない。